



県内で初めてJSTS-Dロゴマークの使用承諾を取得

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に取り組んでいることを示すロゴマーク（下図）の使用について、5月12日に観光庁から承諾されました。名刺やポスター、チラシなどにロゴマークを活用し、市の持続可能な観光への取り組みとともにPRします。



日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）ロゴマーク

ロゴマークの使用は、日本版持続可能な観光ガイドラインに取り組むことを観光計画等に明記し、担当職員がGSTC（グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会）によるトレーニングプログラムを修了するなど、一定の条件を満たした地方公共団体等のみが承諾されます。5月16日時点で我孫子市を含む全国25の団体が承諾されており、県内では初となります。

市では、令和4年度に観光庁の持続可能な観光推進モデル事業への採択を受けました。今年度は手賀沼花火大会の募金や道路清掃のボランティアを募集するなど、今後もガイドラインを実践し、誰もが安心して訪れ、住むことのできる地域づくりに取り組みます。

※別紙

- ・ロゴマーク使用承諾書
- ・ロゴマーク使用承諾先一覧

【問い合わせ】

我孫子市環境経済部商業観光課

担当：大阿久

☎ 04-7185-1111（内線664）

我孫子市長 殿

観光庁参事官 (外客受入担当)

「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」ロゴマーク使用承諾書

令和5年4月27日、使用申請のあった「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」のロゴマークについて、本日以降、申請された使用方法における同ロゴマークの使用を承諾する。

<使用承諾後の留意事項>

報告・提出しなければならない時・場合	報告・提出しなければならない事項	ロゴマークの使用承諾を取り消すことがある場合
・毎年度末	・ガイドラインに基づく取組結果 (アセスメントレポート等) を提出。	・毎年度末までに取組結果が提出されない場合 ・提出された取組結果について審査の結果、ガイドラインに基づく取組が十分でない認められた場合
・提出した観光計画等に変更があった場合 ・地方公共団体等が申請時点において、当該地方公共団体等の観光計画等にガイドラインに基づき取り組むことが明記されていなかった場合であって、当該地方公共団体等が新たに観光計画等を策定したとき又は当該地方公共団体等の既存の観光計画等に変更が生じたとき	・速やかに最新の観光計画等を提出。	・速やかに最新の観光計画等が提出されない場合 ・提出された最新の観光計画等において、ガイドラインに基づき取り組むことが明記されていない場合
・人事異動等により、提出した GSTC トレーニングプログラムの「修了証」に記載の担当職員に変更が生じた場合	・速やかに報告し、担当職員の変更日から起算して一年以内に申請者の担当職員の「修了証」の写しを提出 (地方公共団体等が申請した場合にあつては、他の団体の現役の担当職員の「修了証」の写し及び別記第5号様式による当該他の団体の同意書を提出することをもって代えることができる。)	・担当職員の変更日から起算して一年以内に左記の書類が提出されない場合

以下の場合にも、ロゴマークの使用の承諾を取り消すことがある。

- 1 申請の内容に虚偽が判明した場合
- 2 申請者がロゴマークの使用につき観光庁の信用を傷つける行為を行った場合
- 3 申請者が観光庁による調査を拒んだとき又は観光庁による是正の勧告に従わない場合

以上

2023年5月16日現在

「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」ロゴマーク
使用承諾先一覧

申請者名
小樽市、一般社団法人小樽観光協会
一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント
三浦半島観光連絡協議会
京都市
釜石市、株式会社かまいしDMC
一般社団法人四国ツーリズム創造機構
東松島市
阿蘇市
一般社団法人秋田犬ツーリズム
一般社団法人幡多広域観光協議会
廿日市市
一般社団法人あまみ大島観光物産連盟
一般社団法人キタ・マネジメント
土庄町
熱海市
今治市
富良野市
墨田区
二セコ町
那須塩原市
明和町
岐阜県
丸亀市
一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社
我孫子市